

昭和四十六年政令第三百五十六号

予算執行職員等の責任に関する法律施行令
内閣は、予算執行職員等の責任に関する法律
(昭和二十五年法律第七十二号)第二条第一項
の規定に基づき、この政令を制定する。

予算執行職員等の責任に関する法律第二条第
一項第十二号に掲げる職員は、同項第一号から
第十一号までに掲げる者(以下「予算執行機
関」という。)からその処理すべき事務の範囲
を明らかにしてその補助者として当該事務を処
理することを命ぜられた職員(当該予算執行機
関の所属に係る各省各庁の長(財政法(昭和二
十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定
する各省各庁の長をいう。)若しくは各省各庁
の長から委任を受けた各省各庁所属の職員又は
都道府県の知事若しくは知事から指定された職
員が当該補助者となるべき職員及び当該事務の
範囲を定めている場合には、これに従つて命ぜ
られた職員に限る。)とする。

附 則

1 この政令は、昭和四十六年十一月三十日から
施行する。

2 この政令の施行の際、許可、認可等の整理に
関する法律(昭和四十六年法律第九十六号)第
六条の規定による改正前の予算執行職員等の責
任に関する法律第二条第一号から第八号
までに掲げる者からその補助者としてその事務
の一部を処理することを当該事務の範囲を明ら
かにした書面により命ぜられている職員は、本
則に規定する職員に該当するものとみなす。

附 則 (平成十二年二月一四日政令第三
二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一八年一月二二日政令第
三六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施
行する。

附 則 (令和二年十二月二三日政令第三
六〇号)

この政令は、令和三年一月一日から施行す
る。